○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求手数料の徴収等に関する規程

(平成17年3月31日水機規程平成16年度第56号)

改正　平成18年3月31日水機規程第31号　平成30年2月19日水機規程第17号
令和元年7月5日水機規程第3号

(目的)

第1条　この規程は、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第24条に規定する開示の実施の方法、法第26条に規定する開示請求に係る手数料及び法第44条の13に規定する独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する手数料について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条　この規程における用語の定義は、法の定めるところによる。

(保有個人情報の開示の実施の方法)

第3条　次の各号に掲げる文書又は図画に記録された保有個人情報の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

一　文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)　当該文書又は図画(法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号イに規定するもの)

二　マイクロフィルム当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの

三　写真フィルム当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの

四　スライド(第5項に規定する場合を除く。次項第4号において同じ。)　当該スライドを専用機器により映写したもの

2　次の各号に掲げる文書又は図画に記録された保有個人情報の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

一　文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)　次に掲げる方法(ロからニまでに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

イ　当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ　当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ　当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付

二　マイクロフィルム当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

三　写真フィルム当該写真フィルムを印画紙に印刷したものの交付

四　スライド当該スライドを印画紙に印刷したものの交付

3　次の各号に掲げる電磁的記録に記録された保有個人情報についての法第24条第1項に基づき機構が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク次に掲げる方法

イ　当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ　当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付

二　ビデオテープ又はビデオディスク次に掲げる方法

イ　当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ　当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

三　電磁的記録(前二号、次号又は次項に該当するものを除く。)　次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムより行うことができるもの

イ　当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ　当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ハ　当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)

ニ　当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ　当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

四　電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)　次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ　前号イからハまでに掲げる方法

ロ　当該電磁気録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。)に複写したものの交付

4　映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一　当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二　当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5　スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一　当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

二　当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(開示請求に係る手数料)

第4条　法第26条第1項の手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報1件につき300円とする。

2　開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の保有個人情報の開示請求を一の開示請求によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の保有個人情報を1件の保有個人情報とみなす。

一　一の法人文書ファイル(独立行政法人水資源機構法人文書管理規程(水機規程平成22年度第31号)第2条第2号に掲げる法人文書ファイルをいう。以下同じ。)にまとめられた複数の法人文書に記録されている保有個人情報

二　前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報

3　開示請求手数料は、現金(郵送による開示請求の場合は機構の指定する預金口座への振込)により納付しなければならない。

4　保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報の写しの送付を求めることができる。この場合において、送付に要する費用は、現金(郵送による開示実施方法の申出の場合は機構の指定する預金口座への振込)により納付しなければならない。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料)

第5条　法第44条の9の規定により機構と独立行政法人非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一　法第44条の8第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者1人につき210円(当該機会を与える場合に限る。)

二　独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

三　独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2　法第44条の12第2項において準用する法第44条の9の規定により機構と独立行政法人非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　次号に掲げる者以外の者　法第44条の9の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二　法第44条の9(法第44条の12第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者　12,600円

3　前2項の手数料は、現金又は機構の指定する預金口座への振込により納付しなければならない。

附　則

この規程は、平成17年4月1日から実施する。

附　則(平成18年3月31日水機規程第31号)

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附　則(平成30年2月19日水機規程第17号)

この規程は、平成30年2月19日から実施する。

附　則(令和元年7月5日水機規程第3号)

この規程は、令和元年7月5日から実施する。